

社会保険ひろしま

第893号

- 【ご案内】新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定の延長は、令和4年12月を急減月とする申請をもって終了します
- 【お知らせ】短時間労働者の適用拡大について〈被保険者資格取得届提出の再確認のお願い〉
- 【お知らせ】厚生年金保険料等の還付請求の見直しに関するご案内
- 【注意事項】事業所整理記号・事業所番号の記入漏れにご注意ください
- 年金日より
- 広島支部加入者の「健康リスク」と職場の健康づくり
- 令和5年度はお得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか？
- ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします。



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,151	58,204
船舶所有者数		257	343
被保険者数	男性	510,924人	380,090人
	女性	334,739人	256,608人
	船員	2,952人	3,242人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定の延長は、令和4年12月を急減月とする申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定は、令和4年12月を急減月とする申請まで延長したうえで、特例措置を終了することになりました。

令和4年10月または11月を急減月とする特例改定の申請は、令和5年1月31日（火）まで、令和4年12月を急減月とする特例改定の申請は、令和5年2月28日（火）まで受付できますので、改定を希望される場合はお早めの手続きをお願いします。

- 現在、特例改定を受けている方について、令和5年の定時決定までに休業が回復した場合※1は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに休業回復の月額変更の届出※2が必要となります。
 - ※1 「休業が回復した場合」とは、実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月の報酬月額による標準報酬月額が、従前の等級よりも2等級以上上がった場合です。
 - ※2 休業が回復した月の翌月より標準報酬月額が改定されます。
- 令和4年6月から12月を急減月として特例改定を受けた方の令和5年の定時決定は、通常どおり令和5年4月から6月までの報酬に基づき決定されます。定時決定の特例措置はありません。

本取扱いの詳しい要件や内容については、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お知らせ

短時間労働者の適用拡大について<被保険者資格取得届提出の再確認のお願い>

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大に該当した事業所には、「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所で、新たに被保険者の加入資格を満たす短時間労働者がいる場合は、事務センター等へ「被保険者資格取得届」等の提出が必要となります。

新たに特定適用事業所に該当した事業主の皆さまにおかれましては、短時間労働者の「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

※ 被保険者資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後でわかった場合、事実発生日にさかのぼって被保険者資格取得届を提出していただくとともに、資格取得の月分までさかのぼって保険料の納付が必要となります。

お知らせ

厚生年金保険料等の還付請求の見直しに関するご案内

厚生年金保険料等に還付金が生じた場合、これまでは保険料等還付請求書を提出していただき、ご指定の口座に振込を行っていました。

令和5年1月から、厚生年金保険料等を口座振替により納付されている場合は、原則として口座振替の指定口座に振込を行うため、保険料等還付請求書の提出は不要になります。

なお、口座振替の指定口座以外への振込をご希望の場合や、納入告知（納付）書により納付を行っている場合は、引き続き保険料等還付請求書の提出が必要です。

注意事項

事業所整理記号・事業所番号の記入もれにご注意ください

「事業所整理記号」「事業所番号」は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所ごとに払い出しています。

届書をご提出いただく際には、事業所の「事業所整理記号」「事業所番号」を忘れずご記入ください。記入がない場合、事業所の特定に時間を要し、保険証の発行等の事務処理の遅れにつながります。

特に記入もれが多い項目ですので、ご協力をお願いします。（届書に記入欄がない場合は記入不要です。）

※ 「事業所整理記号」および「事業所番号」は、適用通知書や納入告知書等でご確認いただけます。年金事務所にお電話でご照会いただいても、お伝えすることができませんのでご注意ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 <ul style="list-style-type: none">● 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架● 当機構が主催する年金委員研修への参加● 当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協 会 広 島 支 部 からの
けんぽ 広 島 支 部 からの加入者の皆様へお知らせいただき
ますようお願いいたします

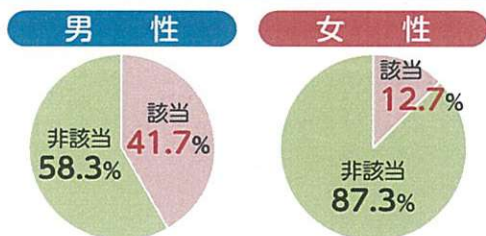
お知らせ

健康
いっしょに健康
かえって

従業員様の健診結果を確認していますか？

広島支部加入者の「健康リスク」と職場の健康づくり

※2021年度 支部別スコアリングレポートより作成

特徴 ① 男性の5人に2人が
メタリックシンドロームに該当(予備群含む)

動脈硬化が進行しやすく、「心筋梗塞や脳梗塞」などを発症するリスクが高い状況です。

特徴 ③ 睡眠で休養がとれていない
方の割合が全国より高い

	男性	女性
全国	35.6%	40.7%
広島	38.3%	41.3%
	+2.7%	+0.6%

質の悪い睡眠は、生活習慣病の罹患リスクを高め、かつ症状を悪化させると言われています。ワークライフバランスの推進等、職場でできる取組みを進めましょう。

※厚生労働省e-ヘルスネット
「睡眠と生活習慣病との深い関係」より

特徴 ② 血糖(代謝)リスク保有者の割合が増加傾向



放置すると「糖尿病」になるリスクがあります。また、神経障害や網膜症、腎症などの合併症を引き起こします。

無料 健康宣言事業所様は職場で「健康づくり講座」が受けられます！

健康づくりのプロが職場を訪問し、健康づくり講座を開催します。

Webでの受講も可能です。

従業員様の健康意識を高め、職場における健康づくりを進めましょう！

講座の例 ※5名以上で申込み可

- 生活習慣病予防 ●がん予防 ●メンタルヘルス ●禁煙
- 運動(ヨガ・ストレッチ、肩こり・腰痛予防、ウォーキング)等



約3,700社がエントリー！

ひろしま企業健康宣言

の登録が必須です！

エントリーは
こちらから▶広島県
主催

「優良事例に学ぶ!健康経営セミナー」のご案内(無料)

健康経営を実践する企業の経営者が、環境整備や導入方法など、具体的な取組みをご紹介します。

経営者の方から健康づくりの進め方が聴ける貴重な機会です。ぜひご視聴ください。

優良事例に学ぶ!
健康経営セミナー

開催日時 令和5年2月3日(金) 14時00分~16時00分

会場 オンライン (Zoomウェビナーによる配信)

申し込みは
こちらから▶

令和5年度はお得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか？

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者（ご本人）様を対象に生活習慣病予防健診を実施しています。協会けんぽから補助があるお得な健診です。

お得ポイント

1

来年度から自己負担額が**もっと軽くなる**ります！

約2万円相当の健診について、現在**約6割分**を協会けんぽが補助していますが、令和5年度から**約7割分**を補助することになりました！

自己負担額

最高

7,169円

令和4年度まで

約2,000円
おトクに

最高

5,282円

令和5年度から

お得ポイント

2

定期健診として利用が可能です

労働安全衛生法に基づく定期健診の項目をカバーしています。

お得ポイント

3

がん検診も

セットで受診できます

定期健診の項目と併せて胃・大腸がん検診も受診できます。

40歳以上の偶数年齢の女性の方は、乳・子宮頸がん検診を追加受診（別途費用）できます。

お得ポイント

4

健康サポート

（特定保健指導）が**無料**です

生活習慣の改善が必要と判断された場合は健康サポート（特定保健指導）が無料で受けられます。

令和5年度対象者の一覧は**令和5年3月頃**事業所へお送りします。広島支部ホームページで対象者を確認できる、情報提供サービスもご利用ください。詳しくはホームページでご確認ください。

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

「ジェネリック医薬品」という選択肢があることを知っていただくことを目的に、ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします。

5割以上

安くなることも！



送付時期

令和5年
2月下旬

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患等の**先発医薬品**を長期間服用されている方
 - ジェネリック医薬品への切り替えにより、**お薬代が一定額以上軽減**される方
- ※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付します。 ※すべての加入者の方に通知されるものではありません。

ジェネリック医薬品に切り替えたい場合は？

「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証またはお薬手帳に貼りましょう。シールをご希望の場合は、ホームページから申込書をダウンロードいただき、FAXでお送りください。

お薬手帳



「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医師・薬剤師に見せてもOKです。

協会けんぽ広島 ジェネリック 検索

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年1月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

令和3年度 インセンティブ実績
広島支部は**35位**

健診受診率やジェネリック医薬品の使用割合等、皆さまの取組みが健康保険料率に影響しています。

広島支部が上位に入れば**保険料率の引き下げ**につながりますので、引き続き取組みをお願いします。

詳しくはこちら▶

